

アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究

少年に対する死刑と合衆国憲法修正 8 条の
「残虐で異常な刑罰」の禁止

—— Roper v. Simmons, 543 U.S. 551 (2005) ——

I はじめに

アメリカ合衆国憲法修正 8 条（修正 14 条を通じて州法にも適用される）は、「残虐で異常な刑罰（cruel and unusual punishments）は、これを科してはならない」と規定している。そして、この十数年間、一定の人格の特性を持った犯罪者（少年、精神遅滞者）に対する死刑が「残虐で異常な刑罰」に該当し、修正 8 条によって「絶対的に」（例外なく一律に）禁止されるのではないかが、連邦最高裁において度々争われてきた。端緒は 1988 年のトンプソン判決⁽¹⁾であり、同判決は、犯行時 16 歳未満の少年犯罪者は「絶対的に」死刑対象から除外されると判示した。一方、翌年のスタンフォード判決⁽²⁾は、犯行時 16・17 歳だった少年犯罪者につき、死刑対象からの「絶対的」除外を認めず、また同日のペンリー判決⁽³⁾も、精神遅滞犯罪者の死刑対象からの「絶対的」除外を認めなかった。しかしその後、2002 年のアトキンス判決⁽⁴⁾は、精神遅滞犯罪者は「絶対的に」死刑対象から除外されるとして、ペンリー判決時の連邦最高裁の立場を変更するに至った。そこで、アトキンス判決後、16・17 歳の少年犯罪者に関しても、連邦最高裁がスタンフォード判決時の立場を変更するのではないかと予想されていたが⁽⁵⁾、その予想通りに、18 歳未満の少年犯罪者の死

(1) Thompson v. Oklahoma, 487 U.S. 815 (1988).

(2) Stanford v. Kentucky, 492 U.S. 361 (1989).

(3) Penry v. Lynaugh, 492 U.S. 302 (1989).

(4) Atkins v. Virginia, 536 U.S. 304 (2002).

(5) この間、連邦最高裁は死刑宣告を受けたスタンフォード (Stanford v.

刑対象からの「絶対的」除外を認めたのが本判決である⁽⁶⁾。

II 事案の概要

本件経緯は以下の通りである。シモンズ(当時17歳)は、「自分達は未成年者だから『軽い刑で済む』と保証する」などと話して友人を誘ったうえ、午前2時頃にクロック宅に侵入し、クロック夫人の目、口を塞ぎ両手を縛ってから夫人をワゴン車に乗せて州立公園まで行き、両手両足を電気コードで縛り合わせ顔面全体をダクトテープで覆って、夫人を鉄道橋から川へ落とし溺死させた。

ミズーリ州はシモンズを第1級謀殺などの事実で起訴し、有罪の評決を経て審理は量刑段階へと進んだ。死刑が求刑されたが、裁判官は陪審に、シモンズの年齢が減輕事由として考慮できる事情であると説示し、弁護人もシモンズの年齢を減輕事由として考慮すべきだと主張した(これに対して検察官は、「17歳だと聞いて怖くないのですか?」「減輕と言われるが、私は全く逆だと申し上げたい」などと反論した)。陪審は死刑を宣告した。その後、連邦最高裁が、修正8条は精神遅滞者の死刑を禁止しているとするアトキンス判決を下したの

Kentucky, *supra* note 2 の被告人), バターソン(犯行時17歳の少年犯罪者)によるヘビース・コーパスの申請を退けているが(*In re Stanford*, 537 U.S. 968 (2002); *In re Patterson*, 536 U.S. 984 (2002)), その際スティーンズ裁判官は反対意見を執筆し、18歳未満者の死刑の合憲性についても再考すべきだと述べていた。以上の経緯の概観として、S. Starking Marshall, Comment, “Prejudice Justice”?: *Simmons v. Roper and the Possible End of the Juvenile Death Penalty*, 72 FORDHAM L. REV. 2889 (2004) など参照。

- (6) 本判決に関する邦語文献として、岩田太・アメリカ法2005-2号368頁、小早川義則「デュエプロセスと少年犯罪者への死刑」名城ロースクール・レビュー2号(2005)1頁、門田成人「『進展する品位の水準』原理と修正第8条(1)」神戸学院法学35巻3号(2005)51頁、勝田卓也・大阪市立大学法学雑誌52巻4号(2006)188頁がある。少年の死刑をめぐる連邦最高裁の憲法判例一般については、菊田幸一「米最高裁における未成年者への死刑判断」法律論叢55巻2・3合併号(1982)149頁、辻本義男「少年と死刑」法の支配72号(1988)3頁、同「アメリカの少年死刑四」犯罪と非行91号(1992)63頁、上野芳久「少年に対する死刑」澤登俊雄編『世界諸国の少年法制』(1994)77頁、山口直也「少年に対する死刑(1)(2)」一橋研究17巻4号(1993)51頁、19巻2号(1994)109頁、リチャード・J・テリル(上野芳久訳)「悩ましき問題・アメリカの少年に対する死刑」関東学院法学15巻1号(2005)209頁など。

で、弁護人はこれを援用し、アトキンス判決によって、犯行当時18歳未満の少年に対する死刑を憲法が禁止しているという法理も確立した、との申立てを行った。ミズーリ州最高裁は、スタンフォード判決以降、少年犯罪者の死刑に反対する「国民的合意」が形成されたと認定してこの主張を認容し、シモンズの死刑宣告を破棄して拘禁刑を言い渡した⁽⁷⁾。これに対しミズーリ州がサーシオレイライを申請し、連邦最高裁がこれを受理した。

III 判決の要旨

法廷意見は4部構成で（I～IV）、ケネディ裁判官が執筆し、スティーヴンス、スーター、ギンズバーグ、ブライヤー各裁判官が同調する⁽⁸⁾。Iは事件経緯の認定、IIは修正8条の判例法理を確認した上で、法廷意見の検討順序を示す（判旨①）。IIIはA・Bの2節から成り、Aは、少年の死刑に反対する「国民的合意」の存在を認定し（判旨②）、Bは、少年の死刑が刑罰として正当化されるかを検討してこれを消極に解した上で（判旨③）、18歳未満者の死刑を例外なく禁止する「絶対的禁止ルール」の必要性を説き（判旨④）、スタンフォード判決の先例的価値を否定する（判旨⑤）。IVは、少年の死刑廃止へと向かう国際社会の動向（条約や外国法）を参照して、IIIで得た結論の正当性を裏付ける（判旨⑥）。以下、判決の要旨を紹介する。

〔①〕修正8条の「残虐で異常な刑罰」の禁止は、罪刑均衡という正義の格律に由来し、過剰な制裁を受けない権利を保障するものである。当裁判所は、刑罰が犯罪事実との均衡を欠き、残虐で異常なものであるかを判定する為には、「社会の成熟度の指標である、変化する良識の基準」に依拠することが適切であると判示してきた。当裁判所は、本件においてスタンフォード判決の論点を再検討するものである。検討の出発点となるのは、少年の死刑に反対する国民の「合意を示すような客観的な証拠事実が見出されるか、という点である。これは特に、この問題に関連する立法機関の立法を調べることで明らかになる事柄である」。「その後で、当裁判所自身の独自の判断を示し、死刑が少年にとって均衡を欠く刑罰であるか否かという点につき決断を下さねばならない」。

〔②〕少年の死刑に反対する「国民的合意」の証拠事実は、アトキンス判決

(7) State *ex rel.* Simmons v. Roper, 112 S.W. 3d 379 (Mo. 2003).

(8) Roper v. Simmons, 543 U.S. 551, 555-85 (2005).

が、精神遅滞者の死刑に反対する「国民的合意」の証拠と認めた事実と同種のものである。「アトキンス判決当時、30州が精神遅滞者の死刑を禁じていたが、この数には、死刑を既に全廃した12州と、死刑を存置するが精神遅滞者を対象から除外する18州とが含まれていた。本件でも同様の計算により、死刑を既に全廃した12州と、死刑を存置するが明文規定ないし司法解釈によって少年を対象から除外する18州とから成る30州が、少年の死刑を禁止していることになる」。またアトキンス判決は、禁止規定を持たない州でも、実際の精神遅滞者の死刑執行は稀だという事実を強調したが、本件でも事情は同じで、「少年の死刑執行につき形式上の禁止規定を持たない20州においても、科刑の実例は殆ど無い」。

しかし、アトキンス判決が依拠した証拠事実と、本件で見られる証拠事実との間には相違点もある。アトキンス判決において認定された精神遅滞者の死刑廃止傾向は劇的だった。ペンリー判決時に精神遅滞者の死刑執行を許容していた16州が、アトキンス事件までの間にそれを禁止するに至っていたからである。対照的に、少年の死刑廃止へと向かう変化は緩慢であり、スタンフォード判決の時点で少年の死刑を許容していた州のうち、現在までの15年間にそれを廃止したのは5州だけである（そのうち4州は立法による廃止、1州は司法判断による廃止）。しかし、アトキンス判決も判示したように「『重要なのは州の数ではなく、むしろ変化の方向性に一貫性が見られるという事実』である」。当裁判所の見るところ、「少年の死刑に関しても、全く同様に、一貫した変化の方向性が実証されていると思われる。少年の死刑を従前から禁止していた州のうち、スタンフォード判決後にこれを復活させた州は1つもない」からである。この事実は、「重罰化立法に対する世論の支持が高く、また、死刑以外の場面では少年犯罪に対し断固たる措置で臨むという傾向が顕著となっている現状に鑑みれば、……特別な説得力を持つと言えよう」。

〔③〕当裁判所は、18歳未満の少年犯罪者の死刑を認めないことが、修正8条によって要請されていると考える。「死刑は最も過酷な刑罰であるから、修正8条も特別な強さでこれに適用される」のである。「死刑は、『最も重大な犯罪という限られたカテゴリー』の犯罪を犯し、且つ、その極度の有責性ゆえに『死刑執行に値するという他ない』ような犯罪者に、その適用対象を限定しなければならない」（アトキンス判決）が、「18歳未満の少年と成人の間には一般に3つの違いが認められ、これらの違いに鑑みれば、少年犯罪者が最悪の犯罪者に分類されることは決してあり得ない」。第1に、「『成長不全、責任感情

の発達不全は、成人層よりも若年層の方に高い頻度で見受けられ……る』という事情がある」。第2に、少年は外圧に対する抵抗力を持たず、影響を受け易い。第3に、少年の人格は成人ほど十分に形成されておらず、自己同一性を確立する途上にあるので、「たとえ少年が凶悪犯罪を犯しても、それが可塑性のない人格の墮落の証拠であると結論づけることはできない」。

このように少年に責任減少が認められる以上、死刑を正当化する刑罰学的根拠も、少年との関係ではその効果が減殺される。当裁判所は、死刑の目的が「応報」と「抑止」にあると判示してきたが、「責任・非難可能性が減少している者に対して、法の持つ最も過酷な罰を科すようなことになれば、その応報は均衡を欠くのである」。また抑止に関しても、死刑が少年に対して有意な抑止効果を持つか不明であるうえ、「少年の責任減少の根拠とされた事情は、同時にまた、少年に抑止効果が及ぶ可能性も低い」ということを含意するのである。こうして「当裁判所は、応報も抑止も、少年犯罪者に対して死刑を科すための十分な正当化根拠となるものではない、との結論に達する」。

〔4〕この点、少年犯罪者であっても、十分に精神的成熟を遂げ、且つ精神的墮落を示しているような稀な場合には死刑宣告がなされるべきだ、とする主張もある。本件申立人も、死刑の許否は個別具体的事情に照らして陪審が判断すべき問題であり、「18歳未満の犯罪者に対する死刑の科刑を一切禁止するという絶対的ルールを設けることは、恣意的で不必要なことだと主張している」。「しかし当裁判所は、この主張に首肯することはできない。……有責性が十分でないのに、若年者が死刑を受けてしまう可能性を開く……ことは許されない」からである。「犯罪の野蛮さ、冷酷さといった事情が、若年という事由に基づく減軽の主張を……凌駕してしまう虞がある」し、本件検察官がシモンズの年齢を減軽事由ではなく加重事由として捉えたように、「被告人の若年という事情が彼に不利に働く虞さえ考えられる」のである。この種の問題は、「若年という事由の減軽効果が無視されないよう保障する特別ルールを設けることでも補正され得るだろうが、そのような方法は当裁判所のより大きな関心事に正面から応えるものではない」。

「少年犯罪者の犯した犯罪が不運な一過性の未成熟性を反映したものか、それとも可塑性のない精神的墮落を反映した稀な事例に当たるのか、その違いを見極めることは専門精神分析医をしても容易ではない。……精神科医ですら、18歳未満の患者に対して反社会的人格障害という診断を下してはならない、との禁止ルールが存在する所以である（アメリカ精神医学協会『精神疾患の診

断・統計マニュアル』(DSM))。……そうである以上、州も、極めて重い有罪宣告——少年犯罪者が死刑に値するという宣告——を下すよう陪審に求めることを差し控えるべきだと当裁判所は考える。少年犯罪者が凶悪犯罪を犯したとき、州は、最も基本的な一定の自由の喪失を強いることはできるが、その少年の生命を断ち、彼が自身の人間性について成熟した理解へと至る可能性を断つことは許されない」。

確かに、「少年を成人から分け隔てる素因が、個々人が18歳を過ぎた瞬間に消滅するわけではない。同様に、18歳未満者の中にも既に一定レベルの成熟度に達している者もあれば、逆に成人の中にもそのようなレベルの成熟度に全く到達していない者もあるだろう。しかし、当裁判所が述べた理由に鑑みれば、一本の境界線が引かれるのでなければならない。……18歳という年齢は、社会が多くの目的との関連で、幼少期と成人期との境界としている年齢である。当裁判所は、18歳という年齢こそが、死刑適格の限界線の引かれるべき年齢であると結論する」。

〔⑤〕以上からすれば、スタンフォード判決はもはや支配的判例ではない。「スタンフォード判決が、1989年に見られた〔国民的〕合意の客観的証拠事実の審理に基づいた判決である限り、この証拠事実は既に変化したと言えはそれで十分である」が、しかし「更に言えば、スタンフォード判決の法廷意見は、死刑を全廃した諸州も、少年の死刑に反対する〔国民的〕合意の証拠事実の一部として考慮に入れるべきだったのである。死刑を全面的に禁止するという州の決定は、当然、少年を含めた全ての犯罪者にとって死刑は不適切である、との判断がそこにあることを示しているからである」。

〔⑥〕「当裁判所は、死刑が18歳未満の犯罪者にとって均衡を欠く刑罰だと判断するが、この判断は、合衆国が少年の死刑を公的制裁として存置している世界唯一の国であるという明白な現実によっても確証される」。「当裁判所は、……他国の法律や国際的権威を引証し、修正8条の『残虐で異常な刑罰』禁止の解釈にあたってこれらが参考になることを認めてきた」。「合衆国とソマリアを除いた世界の全ての国が批准している『児童の権利に関する条約』第37条は、18歳未満の少年が犯した犯罪に対する死刑を明文上禁止している」し、同様の禁止規定は他の重要な国際協定にも含まれている。「1990年以降少年の死刑を執行したのは合衆国以外に……7カ国しかない。それ以降、この国々では少年の死刑が廃止されるか、又は執行に対する国民の不同意が醸成されている。総括すれば、少年の死刑に反対する世界の中で、合衆国は今や孤立した立

場にあると言っても公正を欠く評価ではないだろう」。また、我が国との歴史的なつながりから見て、「イギリスが、これらの国際協定が生まれる前から少年の死刑を廃止していたという事実は、よい教訓となる」。以上のような「国際社会の意見は、当裁判所の結論を拘束するものではないが、当裁判所の結論に対して、尊重すべき重要な確証を与えてくれる」。

「憲法典は、アメリカに起源を持つ革新的な原理を定め、且つその原理に基づくものである。……これらの法理及び保障はアメリカの経験の中核に根ざしたものであり……我が国の自己規定、国家的アイデンティティの中心であり続けている。かくして、我々が憲法典を誇りとするその少なからぬ理由は、憲法典が我々自身のものだという自覚にある。他国家、他民族が一定の基本権を明文で宣言しているとしても、それは単に、我々自身の自由の伝統の中にもある同じ権利の中核的性質が、そこでも明確に示されていたというにすぎない」。

「修正 8 条、修正 14 条は、犯罪実行時に 18 歳未満であった犯罪者に対して死刑を科すことを禁じている。クリストファー・シモンズに対する死刑宣告を破棄したミズーリ州最高裁判所の判断は、これを是認することができる。」

なお、本判決には、スティーヴンス裁判官の同意意見（ギンズバーク裁判官同調）と、オコナー裁判官の反対意見、スカリア裁判官の反対意見（レーンクイスト長官、トーマス裁判官同調）が付されている⁽⁹⁾。

IV 解 説

本件の主題は、犯行時 18 歳未満の少年犯罪者に対する死刑の禁止、という憲法解釈の可否であるが、特に問題となっているのはその憲法判断の方法論である。連邦最高裁の先行判例は、刑罰が修正 8 条にいう「残虐で異常な」ものであるかどうかを、「変化する良識の基準」(evolving standards of decency) という、社会における可変的な基準に照らして判断してきた。本判決も、この方法論に立つことを確認している（判旨①冒頭）。しかし、この方法論の下での具体的な判断方法については、諸判例の間でも種差が見られた。本判決の具体的な判断方法にも、次の 3 点において特徴が見られる。第 1 に、「国民的合意」（現在の国民の良識）の認定の仕方、第 2 に、独自の「罪刑均衡」分析と「絶対的禁止ルール」の定立、第 3 に、国際法・外国法の援用である。以下、法廷

(9) *Id.* at 587 (Stevens, J., concurring) ; *id.* at 587-607 (O'Connor, J., dissenting) ; *id.* at 607-30 (Scalia, J., dissenting).

意見の判旨に沿って順に見て行く。

1 「国民的合意」の認定

アトキンス判決も総括していたように⁽¹⁰⁾、連邦最高裁は、一連の死刑関連判例の中で、「変化する良識の基準」は可能な限り客観的な証拠事実によって裏付けられることを要すると判示し、その証拠事実の筆頭として「立法機関の立法する制定法」を挙げてきた。今回の法廷意見も、この先行判例の方法論を踏襲している(判旨①、②参照)。なお一連の死刑違憲判例の中で、アトキンス判決は、先行判例におけるほど顕著な死刑反対の立法動向が見られなかったにも拘わらず、「立法の変化の方向に一貫性が見られる」(精神遅滞者の死刑を立法上「復活」させた州が無い)といった事実を持ち出すことによって死刑反対の「国民的合意」を認定しており⁽¹¹⁾、「国民的合意」の認定に必要な証拠事実の要求水準を引き下げたものと評されている⁽¹²⁾。

オコナー反対意見によると、今回の法廷意見が援用した「国民的合意」の証拠事実は、アトキンス判決が援用した証拠事実よりも更に「弱い」。第1に、アトキンス判決の際には、精神遅滞者の死刑を積極的に規定する立法例は存在しなかったが、本件では事情が異なり、8州の現行法規が、死刑適用の下限年齢を明文上積極的に「16歳」又は「17歳」と定めている。第2に、スタンフォード判決以降、犯行時18歳未満の少年の死刑を新たに禁止したのは4州と連邦政府だけで、逆に2州が死刑適用の下限年齢を16歳とする新規立法を行った事実を鑑みると、法廷意見の言うような「少年死刑の廃止へと向かう諸州の統一動向も見られない」⁽¹³⁾。以上からオコナーは、法廷意見は「国民的合意に

(10) *Atkins v. Virginia*, *supra* note 4, at 344, 345.

(11) *Id.* at 346, 347. 今回の法廷意見も同じ論法を用いる(判旨②)。しかしこれは、精神遅滞者や少年の死刑反対の国民的合意を立証したというよりも、この種の死刑が「反証がない限り『異常な』ものと推定されるかのように、その立証責任を死刑擁護論者の側に転換するもの」であろう。Roger P. Alford, *Roper v. Simmons and Our Constitution in International Equipoise*, 53 UCLA L. REV. 1, 6 (2005).

(12) Jamie Hughes, *For Mice or Men or Children? Will the Expansion of the Eighth Amendment in Atkins v. Virginia Force the Supreme Court to Reexamine the Minimum Age for the Death Penalty?*, 93 J. CRIM. L. & CRIMINOLOGY 973, 994-98 (2003) の検討を参照。

(13) この点, Wayne Myers, Note, *Roper v. Simmons: The Collision of*

その論拠を求めておらず、結局のところ、17歳犯罪者にとって死刑は均衡を欠いた過酷な刑罰であるという独自の道徳的判断に依拠した」にすぎないという。

スカリア反対意見も、法廷意見による「国民的合意」の認定を逐一批判する。法廷意見は、18州（死刑存置州の47%）が18歳未満者の死刑を禁止している事実を「国民的合意の証拠」と見るが（判旨②）、「死刑存置州の50%以下の見解で『国民的合意』が形成されたというならば言葉の意味は無に等しくなる」。また法廷意見は、スタンフォード判決の州の「数え方」を批判し、「死刑を全廃した諸州も、少年の死刑に反対する国民的合意の証拠事実の一部として考慮すべきだ」というが（判旨⑤）、「少年の」死刑の可否を問題とするにあたって死刑を全廃した州の意見は「全く参考にならない」⁽¹⁴⁾——いわゆる「分母」論争（Denominator Dispute）⁽¹⁵⁾。更に法廷意見は、4州の立法に変化が起これば違憲判断のきっかけとして十分だとしたが、このような数字上の微妙な変化をきっかけに、問題を立法の場から取り上げるのは、「スタンフォード判決以降も、16・17歳犯罪者の死刑を明確に主張する立法機関や有権者らが多数存在したという事実」に鑑みて、とりわけ不適切である」。最後に、18歳未満者の死刑執行の頻度が低いという事実にも説得力はない⁽¹⁶⁾。

National Consensus and Proportionality Review, 96 J. CRIM. L. & CRIMINOLOGY 947, 947, 978 (2006) も、法廷意見は、少年の死刑を「復活させた」州の存否だけを見て、4州が死刑適用の下限年齢を16歳とすることを「再度確認する」立法をした事実を看過したと批判する。

- (14) 死刑「全廃」という判断は、問題の少年固有の事情（少年の責任減少、判断能力の欠如など）の考慮を踏まえたものではないからである。See Myers, *supra* note 13, at 975.
- (15) 少年の死刑に反対している州の「率」を算出する際に、分母に置く州の数をどう設定するか——死刑存置州の数とするか、死刑全廃州も含めた全50州（更に連邦政府とコロンビア特別区を加えた52）とするか——という問題。Hughes, *supra* note 12, at 998. この「分母」の設定方法の背後に既に、少年犯罪者の位置づけに関する価値判断が伏在しているとの見方もある。See Elizabeth F. Emens, *Aggravating Youth: Roper v. Simmons and Age Discrimination*, 2005 S. U. C. T. R. REV. 51, 90-91.
- (16) その理由は、「第1に、『18歳未満者が死刑相当犯罪を犯す率が、18歳以上の者の犯す率よりも遙かに小さい』からであり、第2に、刑の宣告にあたり、犯罪者が若年者であるという事情を減軽事由として考慮すべきという要請が陪審に働いているからである」（スカリア反対意見）。

以上から見ても、法廷意見が、「国民的合意」の認定に必要とされる証拠事実の要求レベルをアトキンス判決と同程度に措定するか、或いは、部分的にアトキンス判決よりも更に緩和したことは否定できないと思われる⁽¹⁷⁾。反対意見も指摘するように、法廷意見が違憲の結論に達した決定的根拠は、別の点にあったと見るのが相当だろう。

2 少年の帰責性・刑罰目的と「絶対的禁止ルール」の要否

法廷意見は、17歳の少年はその帰責性が低く、この者との関係では死刑の刑罰目的（応報・抑止）も達成されないという罪刑均衡の分析を展開し、この分析を、死刑違憲という結論へと至る決定的な論拠として提示している（判旨③）。法廷意見の特徴は、死刑宣告を違憲とするにあたり、18歳未満の犯罪者には例外なく死刑を宣告してはならないという「絶対的禁止ルール」を定立して、これを修正8条の「残虐で異常な刑罰の禁止」の中に読み込んだ点である。反対意見による批判は、法廷意見の「違憲」という結論のみならず、「絶対的禁止ルール」の定立という方法論にも向けられた。

反対意見は、第1に、法廷意見が「18歳未満者」を一まとめにして検討した点を問題視する。即ち、法廷意見の分析は「一般論」にすぎず、そこから、17歳の謀殺犯には常に死刑相当の「責任」も死刑相当犯罪の「抑止効」も認められない、という結論を引き出すのは不当である。「年齢」は、精神の成熟度を示す確実な指標とはならず、法廷意見の「絶対的禁止ルール」を正当化するような境界線とはなり得ない⁽¹⁸⁾。「17歳の中にも、十分な道義的責任を以て行動し、死刑の威嚇によって十分な抑止も受け、……死刑が正当化されるような者がいる」のである（以上、オコナー反対意見）。また、法廷意見はアメリカ精神医学協会（APA）の意見書等を援用するが、これらの研究も、18歳未満者は「平均的に見て、大部分のケースで」自分の行動に責任をとれないと言っているにすぎず、17歳の謀殺事犯の中には「死刑に値する凶悪犯罪と認められる事例もあり得る」（スカリア反対意見）⁽¹⁹⁾。そして、両反対意見によれば正に本

(17) このような緩和は、他の犯罪者カテゴリーについても死刑対象から絶対的に除外する方向へと向かう可能性を孕んでいる。Myers, *supra* note 13, at 979, 990, 991; Jennifer Eswari Borra, Current Event, *Roper v. Simmons* 125 S. Ct. 1183 (2005), 13 AM. U.J. GENDER SOC. POL'Y & L. 707, 714, 715 (2005).

(18) 「この境界線によれば、死刑に値する精神的成熟を伴った犯罪者を多数保護する可能性が高く、逆に、そうでない者を多数死刑に服させる虞がある」。

件がこの場合に当たり、シモンズの行為態様の悪質さや、未成年者だから軽い刑で済むと考えていた等の証拠事実に照らせば、「陪審が、シモンズの年齢にも拘わらず……彼は『十分な精神的成熟を』遂げており、『同時に、死刑に値するに十分な精神的墮落を示していた』との結論に達したことにも合理的根拠があった」という(オコナー反対意見)。ここからオコナーは、法廷意見が示唆しつつも退けた「より小規模な救済方法」——年齢が減輕事由として働く可能性を陪審が無視しないよう保障しつつも、死刑の許否を最終的には陪審の個別具体的な事例判断に委ねる方法——の方に好意的評価を与えている。

このように反対意見は、法廷意見が18歳という年齢を精神発達上の明確な境界線と解したものと見て、この境界設定が恣意的であると批判している。しかし法廷意見も、18歳という年齢を必ずしも「精神発達上の境界線」と捉えているわけではなく、「18歳未満者の中にも既に一定レベルの成熟度に達している者もあれば、逆に成人の中にもそのようなレベルの成熟度に全く到達していない者もある」(判旨④)ことを認めていた。それにも拘わらず、18歳未満者の死刑を「絶対的に禁止」した理由として、法廷意見からは次の2点を読み取ることができる。第1の論拠は、「有責性が十分でないのに、若年者が死刑を受けてしまう可能性を開くことは許されない」ということである。この論拠は、「絶対的禁止ルール」を設定することにより、たとえ責任の十分な少年を死刑から免れさせる結果になったとしても、責任の不十分な少年が不当に死刑に処せられる可能性を絶対的に排除すべきだ、という予防的判断に基づくものである。このように、問題の少年自身の責任の程度を問わず、一律に「死刑違憲」という結論を導く点で、法廷意見の論理は——死刑(法)の「適用違憲」判断でありながら——過度の広汎性の理論などによる「文面違憲」判断と実質的に類似した面を持っている⁽²⁰⁾。

(19) 意見書の援用に関する問題点につき、Moin A. Yahya, *Deterring Roper's Juveniles: Using a Law and Economics Approach to Show that the Logic of Roper Implies that Juveniles Require the Death Penalty More Than Adults*, 111 PENN ST. L. REV. 53, 103-05 (2006).

(20) この論理に対しては、「他の少年が未成熟だから」という理由で、十分に成熟した少年も死刑に処すべきでないとするのは非論理的であるとの批判もある。Michael Brim, *A Sneak Preview Into How the Court Took Away a State's Right to Execute Sixteen and Seventeen Year Old Juveniles: The Threat of Execution Will No Longer Save an Innocent Victim's Life*, 82 DENV. U.L. REV. 739, 744 (2005).

第2の論拠として、陪審が「犯罪の野蛮さ」に目を奪われ、「若年という事由に基づく減軽の主張を」無視したり、逆にこれを「加重事由」として捉えたりする虞があり⁽²¹⁾、また、少年の精神的成熟度は専門家にも判定し難いので、このような判定を「陪審に求めることは差し控えるべきだ」との理由が示されている。これらの論拠は、陪審の認定能力に対する疑念から出たものであるが、オコナー、スカリア反対意見は共にこの論拠を激しく批判する。第1に、法廷意見は陪審の判断能力の疑いを裏付けるような証拠事実を何も示しておらず、第2に、死刑判断には少年の成熟性以外の要素も関わってくるのに、なぜ陪審にとって成熟性の認定だけが困難を極めるというのか、その理由を説明していない(オコナー反対意見)⁽²²⁾。第3に、アメリカの死刑宣告システムは、性質上「法典化」に馴染まず、一定の裁量、公正性、柔軟性を要するような人間らしい判断を「陪審に委ねた」のであり、陪審への不信はアメリカの「死刑宣告システムを根底から掘り崩す」ものである(スカリア反対意見)。しかし、法廷意見が「少年の成熟性」という要素を特別扱いした点にも根拠が無いわけではない。法廷意見は、「州は……少年の生命を断ち、彼が自身の人間性について成熟した理解へと至る可能性を断つことは許されない」(判旨④)と述べている。この点からすると、法廷意見は、少年の成熟度の判断を誤り成人同等の帰責性を認めてしまった場合に、「少年が成人になる可能性を断つという取り返しのつかない判断を下す」結果になるので、少年という年齢層に固有のこの危険性を特に重大視して、この危険を予防するための「規範的な」解決策を示したのだという見方もある⁽²³⁾。

3 国際社会の意見の援用

本判決で大きな議論を呼んでいる論点は、修正8条に基づく違憲判断に際し、その解釈論上の根拠として国際法・外国法を援用することの当否である⁽²⁴⁾。法廷意見は、国際協定や外国(特にイギリス)法の状況に言及している

(21) Emens, *supra* note 15, at 76の分析を参照。

(22) スカリア反対意見は、法廷意見の論理には歯止めがない、陪審が犯罪の野蛮性に圧倒されるならば、少年の成熟性以外の減軽事由についても陪審は適切な評価ができなくなる筈ではないか、とする。

(23) Emens, *supra* note 15, at 86-88.

(24) この他、少年の死刑に関し、条約・慣習国際法等が拘束力を持つものとして「直接適用」される理論的可能性について検討したものとして、Curtis A. Bradley, *The Juvenile Death Penalty and International Law*, 52 DUKE L.J.

が(判旨⑥)、この判示部分の持つ意義、重要性に関しては理解が分かれる。

一方で、今回、「最高裁は史上初めて修正 8 条関係の意見の中で一章丸ごとを」比較法のために割いており、ここに従来とは異なる態度を読み取れるとする見方がある⁽²⁵⁾。この見方によれば、法廷意見は、修正 8 条を「正義の格律」に基づくと述べている点(判旨②冒頭)からしても、普遍的な「自然法」的発想に依拠しているものであり、普遍的な「人間の良識が要請する事柄について確証を与える地位へと、外国法を格上げした」のだという⁽²⁶⁾。それどころか、法廷意見は更に進んで、「国際的均質化 (international equipoise)」——外国法と国内法との均質性を確保するべく、国際的価値観を自国の憲法判断に押し及ぼす——という憲法理論を採用し、少なくとも「国内の解釈指針(条文・歴史など)が不明確である場合には、憲法典の要請に関する裁判所独自の判断を確証するために、国際的均質化という論拠を持ち出すことができると提言しているようにも見受けられる」という⁽²⁷⁾。他方で、これとは正反対の評価もある。外国法の援用は先行判例でも見られたことであり、今回の法廷意見も、「国際社会の意見は当裁判所の結論を拘束」せず、「当裁判所の結論に対して尊重すべき重要な確証を与えてくれる」にすぎないことを認めているのだから(判旨⑥)、法廷意見が、国際社会の意見を受容すべし、といった立場を採ったものと評するのは誇大評価だということである⁽²⁸⁾。

この点、オコナー反対意見は、「人間の尊厳に関する国民的理解の変化が、他国で一般化している価値観から全くかけ離れ、本来的に相容れないなどということはない」との原則論に立つ。ここにも、法廷意見と同じく、修正 8 条の要請を自然法的な普遍的原理とする発想が認められる。しかしオコナーは、外国法には、国内の価値観に基づいて出された結論に「確証」を与える役割しかない、という点を固持している。そしてオコナーは、法廷意見と異なり、国民的合意が存在していないと考えたので(上記 1)、外国法にも「確証的な意義」を認めることはできない(そもそも「確証」されるべき国内的意見が無いのだ

485 (2002). 自由権規約のアメリカ国内法への影響可能性について、宮川成雄「自由権規約とアメリカ法」同志社法学 48 巻 3 号 (1996) 210 頁以下。

(25) Alford, *supra* note 11, at 8.

(26) *Id.* at 16-18.

(27) *Id.* at 22, 26.

(28) A. Mark Weisburd, *Roper and the Use of International Sources*, 45 V A. J. INT'L L. 789, 796-97 (2005).

から), と結論づけている。

これに対し, スカリア反対意見は, 法廷意見の論理の中に「国際的均質化」の契機を読み取り, 「アメリカの法律が世界のそれ以外の国々の法律と一致すべきである, という法廷意見の基本的前提は, 深く検討するまでもなく拒絶されるべきだ」と批判している。アメリカは様々な独自の制度・法理(例えば違法収集証拠排除法則, 堕胎の許容性, 二重の危険の禁止, など)を発達させてきたが, 「法廷意見は, これらの事柄全部について外国人の見地から再検討したいとの意欲を公言するか, さもなければ, 自らの判断の推論根拠の一部として外国人の見解を持ち出すことをやめるべきである。外国の法律が自分の考え方に合うときにはこれを援用するが, そうでなければこれを無視するというのは, 道理に合った判断方法ではなく, 詭弁にすぎない」。

このスカリア反対意見は, 法廷意見の論理を大分誇張しているように思われる⁽²⁹⁾。法廷意見には, ここまで外国法を重視する意図は無いのではなかろうか。しかし, 「法廷意見の判示は, 自らの行っている判断を正しく記述していない」というスカリアの指摘は, 少なくとも正鵠を射たものであろう。法廷意見は, 外国法は「我々自身の自由の伝統の中にもある同じ権利」が重要なものであることを裏付ける傍証にすぎない旨述べて(判旨⑥参照), 外国法に「確証」としての役割だけを認めているのだが, 今回, 法廷意見が外国法を援用しているのは, アメリカの伝統を確認するためではなく, 逆に「数世紀に及ぶ歴史を持つアメリカの慣行を廃棄するため」(スカリア反対意見)なのである。この点と, 国民的合意の証拠事実が弱かった点(上記1)とを併せ考えると, 法廷意見が外国法に単に自国の価値観の「確証」しか求めていないと見るのは困難であり, それ以上の実質的役割を認めたと解さざるを得ない⁽³⁰⁾。法廷意見の真意について正反対の見方(「国際的均質化」論を提唱したものか, 単に先行判例を踏襲しただけか)が出されたのも, 法廷意見の判示の中で, 外国法は「確証」にすぎないというその建前論と, 外国法の援用に実質的に置かれている比重との間に齟齬があったことがその原因であろう。

(29) See *id* at 798.

(30) この点, Vicki C. Jackson, *Constitutional Comparisons: Convergence, Resistance, Engagement*, 119 H ARV. L. REV. 109, 115, 127 (2005) は, 法廷意見の態度が, 外国法との「同化」(convergence)でも外国法の「排斥」(resistance)でもなく, 外国法との「交渉」(engagement)を通じて自国を検証するというモデルによって説明されるとし, これに好意的評価を下している。

V おわりに

この他、本判決は、死刑の是非について立法的解決に委ねず連邦最高裁自身の判断を開陳すべきなのか、州最高裁が連邦最高裁判例（スタンフォード判決）の先例的価値を否認することが許されるのか、といった問題にも触れており（スカリア反対意見はいずれの点にも否定的）、死刑問題のみならず違憲判断の方法論一般に関しても大きな意義を持つものであろう。本判決を1つの契機として、死刑適用領域の縮小傾向が更に強まって行くのか、また、他の問題領域でも果たして「国際的均質化」といった憲法解釈の方向性が出現することになるのか、今後の判例の動向が注目されるところである。

（杉本一敏）